

## 9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	3,169,041	24,154,431
パ イ プ た ば こ	36	273
葉 巻 た ば こ	62,235	474,359
刻 み た ば こ	-	-
加 熱 式 た ば こ	300,991	2,294,156
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	0	1
計	3,532,304	26,923,220
手 持 品 課 税 額		-
合 計 税 額		26,923,220
控 除 税 額		135,731
差 引 税 額		26,787,487
加 算 税	過 少 申 告	X
	無 申 告	X
	重	X
課 税 人 員		人 36
還 付 金 額		千円 -
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場	場 -
	-
	5
法 定 製 造 場	24
合 計	29

調査時点： 令和6年3月31日

## 10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
移出数量	6,554,467 <small>kL</small>	<small>千円</small>
エタノール相当数量	103,090	
欠減控除数量	87,094	
場内消費数量	96	
用途外使用等数量	-	
課税標準	6,364,380	342,403,657
控除税額		19,662
差引計		342,383,992
加算税	過少申告	299
	無申告	115
	重	-
合計		342,384,405
課税人員		59 <small>人</small>
還付金額		<small>千円</small>
納期限延長税額		51,138,447

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(注) 課税標準の内訳（移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量）は、申告（処理を含まない。）による課税実績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分	場 数	
製 造 場	製 油 所	9
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	4
	そ の 他	50
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	27
	そ の 他	7
未 納 税 蔵 置 場	24	
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場	25	
免 税 揮 発 油 場	航 空 用	16
	ゴ ム 用	11
	塗 料 用	10
	印 刷 用 イ ン キ 用	-
	接 着 剤 用	2
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	11
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場	256	
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗	-	
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所	31	
合 計	483	

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 量 <small>kL</small>	エタノール 相当数量 <small>kL</small>	欠減控除 数 量 <small>kL</small>	場内消費 数 量 <small>kL</small>	用途外使用 等 数 量 <small>kL</small>	課税標準		控除税額 <small>千円</small>	差 引 計 <small>千円</small>
						数 量 <small>kL</small>	税 額 <small>千円</small>		
令 和 元 年 度	6,746,534	133,036	89,282	110	-	6,524,325	351,008,707	34,522	350,974,182
令 和 2 年 度	6,004,116	129,916	79,302	108	-	5,795,008	311,771,409	17,171	311,754,235
令 和 3 年 度	6,587,755	137,791	87,075	111	-	6,363,001	342,329,438	17,965	342,311,470
令 和 4 年 度	6,347,092	114,828	84,136	104	-	6,148,233	330,774,945	42,390	330,732,552
令 和 5 年 度	6,554,467	103,090	87,094	96	-	6,364,380	342,403,657	19,662	342,383,992

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 11 航空機燃料税

### (1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kL 763	千円 9,915
うち 軽 減 税 率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減	-	-
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減	-	-
控 除 税 額			
うち 軽 減 税 率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減		
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減		
差 引 計			9,911
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		82
	重		-
合 計			9,992
課 税 人 員			人 84
還 付 金 額			千円 -

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

### (2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特 例 承 認 に 係 る も の	場 32	
そ の 他	定 期 運 送 事 業 者 に 係 る も の	6
	そ の 他 の も の	161
合 計	199	

調査時点： 令和6年3月31日

### (3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 元 年 度	437	7,863
令 和 2 年 度	526	9,460
令 和 3 年 度	859	9,391
令 和 4 年 度	836	11,040
令 和 5 年 度	763	9,915

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 12 石油ガス税

### (1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t 29,332	千円 513,316
控 除 税 額			4,892
差 引 計			508,329
加 算 税	過 少 申 告		6
	無 申 告		8
	重		-
合 計		29,332	508,342
課 税 人 員			人 1,963
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

### (2) 関係場数

区 分	場 数	
営 業 用 ス タ ン ド	場 129	
自 家 用 ス タ ン ド	18	
着 脱 式 容 器 充 て ん 場	29	
そ の 他	19	
合 計	195	
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和6年3月31日

### (3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 元 年 度	43,602	763,027
令 和 2 年 度	31,647	553,958
令 和 3 年 度	29,980	524,704
令 和 4 年 度	30,499	533,671
令 和 5 年 度	29,332	513,316

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	4,653 kL	13,029 千円
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	-	-
石 炭	-	-
計		13,029
控 除 税 額		-
差 引 計		13,029
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		13,029
課 税 人 員		1 人
還 付 金 額		2,494,369 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	-	-	-
そ の 他 の 納 税 地	1	-	-
未 納 税 蔵 置 場	3	-	1
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	4	-	1

調査時点：令和6年3月31日

## 14 印紙税

### (1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)		千円 12	人 5
印紙税納付計器の使用によるもの(第10条関係)		664,057	495
書式表示による申告・納付(第11条関係)		1,826,757	6,298
預貯金通帳等の申告・納付(第12条関係)		642,196	10
計		3,133,022	6,808
充 当 税 額		1,815	
差 引 計		3,131,207	
加 算 税	過 少 申 告	52	
	無 申 告	185	
	重	-	
過 怠 税		81,400	件 977
還 付 金 額		48,510	
印紙税納付計器	設 置 者 数		人 350
	設 置 台 数		台 454

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ(第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付(第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

### (2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 納 付 器 の 使 用 によるもの	書 式 表 示 による申告・納付	預 貯 金 通 帳 等の申告・納付		
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令 和 元 年 度	44	672,701	1,741,236	1,245,674	3,659,655	7,539
令 和 2 年 度	21	613,117	1,670,796	1,101,969	3,385,903	7,320
令 和 3 年 度	9	660,747	1,586,904	1,072,083	3,319,743	7,302
令 和 4 年 度	28	693,785	1,938,209	669,894	3,301,916	7,163
令 和 5 年 度	12	664,057	1,826,757	642,196	3,133,022	6,808

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 15 電源開発促進税

### (1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	千kWh	千円
令和元年度	60,714,239	22,767,839
令和2年度	56,586,807	21,220,052
令和3年度	56,857,741	21,321,653
令和4年度	57,184,651	21,444,244
令和5年度	54,459,929	20,422,473
販売電気の 電力量	従量料金制の供給販売電気	54,221,811
	定額料金制の供給販売電気	163,592
	計量自家使用販売電気	21,933
	推計自家使用販売電気	52,593
計	54,459,929	20,422,473
加算税	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合 計		20,422,473
課 税 人 員		12人

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

### (2) 課税人員

区 分	人 員
一般送配電事業者等	1人

調査時点： 令和6年3月31日

## 16 国際観光旅客税

### (1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
	令和元年度	X	X
	令和2年度	X	X
	令和3年度	X	X
	令和4年度	X	X
	令和5年度	X	X
加算税	不納付		X
	重		-
合 計			X
還付金額			X

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの納付実績及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

### (2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特別徴収義務者	1人

調査時点：令和6年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。